



平成 23 年 12 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社バンテック  
代表者名 代表取締役社長 小山 彰  
(コード番号 9382 東証第 1 部)  
問合せ先 取締役専務執行役員 岡部 則夫  
(TEL. 044-233-9804)

当社を株式会社日立物流の完全子会社とする方針の決定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 24 年 2 月中旬開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）及び本臨時株主総会と同日に開催予定の当社普通株式を有する株主を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）において、全部取得条項付種類株式の方法を用いて当社を株式会社日立物流（以下「日立物流」といいます。）の完全子会社とするための手続に関する議案を付議する方針を決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本臨時株主総会及び本種類株主総会における付議議案の詳細、開催日及び開催場所等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

また、本臨時株主総会及び本種類株主総会において付議議案が原案どおり承認可決された場合には、当社普通株式は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の定める上場廃止基準に該当することとなりますので、当社株式は平成 24 年 2 月中旬から平成 24 年 3 月中旬までの間、整理銘柄に指定された後、平成 24 年 3 月下旬をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を東京証券取引所において取引することはできません。

## 記

### I 完全子会社化の方針を決定するに至った経緯及び理由等

#### 1 本公開買付けの実施及び結果

平成 23 年 4 月 20 日付当社プレスリリース「株式会社日立物流による当社株券等に対する公開買付け結果に関するお知らせ」、同日付当社プレスリリース「親会社等、主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、日立物流は、平成 23 年 3 月 10 日から当社普通株式及び新株予約権に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行い、本公開買付けは平成 23 年 4 月 19 日に終了しております。本公開買付けの結果、日立物流は、平成 23 年 4 月 26 日（本公開買付けの決済の開始日）をもって、当社普通株式 209,550 株（平成 23 年 9 月 30 日現在における当社の総株主の議決権の数に対する割合：90.12%）を保有するに至っております。なお、当該割合の計算における当社の総株主の議決権の数は、当社が平成 23 年 11 月 14 日に提出した第 7 期第 2 四半期報告書に記載された平成 23 年 9 月 30 日現在の総株主の議決権の数 232,534 個となります（以下同じです）。

当社は、平成 23 年 3 月 9 日付当社プレスリリース「株式会社日立物流による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ」においてもお知らせいたしましたとおり、当社及び日立物流が属する物流業界においては、内需に力強い回復が見込めない中、今後も国内貨物輸送の低迷が予想され、企業間競争の激化と共に、荷主企業からは、更なるグローバル化の進展や物流合理化への対応が求められるなど、今後も厳しい経営環境が続くものと考えております。

このような状況において、当社は、日立物流との間で、当社の今後の更なる企業成長戦略及び日立物流と当社のシナジー効果等を協議し、当社の企業価値の向上について検討を重ねた結果、日立物流を親会社として、(i)自動車部品物流におけるプラットフォーム化による更なる国内深耕・拡大、(ii)非自動車分野での協業による更なる営業力強化、(iii)両社グローバルネットワーク共有による効率的運用と基盤強化(中国、アジア、北米、欧州)及び(iv)未進出エリア(中東欧、南米等)への展開のための両社プロジェクトを設置していくことにより、更なる他社とのアライアンスの可能性も含めて、当社の中長期的な企業価値の増大を図ることができるものと判断し、本公開買付けが当社の持続的な成長と発展、ひいては当社の企業価値の向上に資するものと判断して、平成 23 年 3 月 9 日に本公開買付けに賛同することを決議いたしました。

また、当社は、本公開買付けの開始に当たって、日立物流より、本公開買付けは当社の普通株式の上場廃止を企図したものではなく、上場会社としての当社の自主的な経営を尊重しており、その時点において、当社の商号、事業内容及び従業員の雇用・処遇に重大な変更を加えることは予定していないとの意向の表明を受けておりました。そのため、本公開買付けの開始時点において、本公開買付け後も当社普通株式の上場が維持される見込みであったことから、当社取締役会は、本公開買付けの買付価格は妥当と考えられるものの、本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様の判断に委ねる旨を併せて決議いたしました。

以上のような経緯で本公開買付けが開始され、その結果として、日立物流は、平成 23 年 4 月 26 日をもって、当社普通株式 209,550 株（平成 23 年 9 月 30 日現在における当社の総株主の議決権の数に対する割合：90.12%）を保有するに至り、当社の親会社となっております。

## 2 完全子会社化の方針を決定するに至った理由

### (1) 当社及び日立物流の概要

当社は、昭和 29 年 1 月に日産自動車株式会社の物流子会社として設立された旧株式会社バンティックと、昭和 51 年 6 月に東京急行電鉄株式会社及び同社グループ会社からの出資により設立された旧東急エアカーゴ株式会社が、平成 17 年 3 月に経営統合し、自動車部品輸送を中心としたロジスティクスと航空・海上フォワーディングの二つを事業の柱とする総合物流会社として、グローバルな物流業務を展開しております。特にロジスティクスでは自動車部品物流に圧倒的な強みを持ち、フォワーディングでは世界各地に拠点を拡大して企業向け国際物流を展開しております。当社は平成 22 年に策定した中期経営計画において、「顧客志向に基づく商品力・マーケティング力強化」を重点施策として掲げ、その中で、ロジスティクスとフォワーディングの融合の深化によるハイブリッドなビジネスモデルの展開、主力事業である自動車部品物流における海外市場での展開の加速、非自動車分野における国内 3PL 大型案件の受注拡大に取り組んでおります。

一方、日立物流は、昭和 25 年に、株式会社日立製作所の輸送業務を請負う物流子会社として創業し、同社工場構内作業の一括受託、国内外における超重量物の輸送を引受けなどして業容を拡大してきました。また、物流情報システムの構築に早期から取り組み、企業の物流業務を包括的に受託するサービス(3PL)を充実させ、日立グループ以外の顧客からの実績を拡大してきました。現在、国内外の顧客に対して、総合的かつ高品質な物流サービスの提供を強化し、積極的な営業を展開しております。日立物流は、同社の経営目標である「2015 年度に連結売上高 7,500 億円、連結営業利益 375 億円」の達成に向けて、「プラットフォーム事業を中心とした国内事業の拡大」、「グローバルネットワーク連携強化による事業の拡大」、「スマートロジスティクスによる他社との差異化」及び「企業の社会的責任(CSR)を重視した企業価値向上」を重点施策として掲げ、国内外に亘り多様化するお客様のニーズと変化に対応した、最適な物流サービスを提供し、事業拡大に取り組んでおります。

当社は、このような中で、日立物流を親会社として、本公開買付けの終了以後も上場を維持したまま上場子会社として事業を展開して参りました。

## (2) 本公開買付け後の各種状況の変化

当社及び日立物流は、両社のシナジーを推進するために、本公開買付けの終了後の5月19日に、両社共同シナジー・プロジェクトの立ち上げを行い、プロジェクト内に、事業系分科会として(i)海外事業分科会、(ii)フォワーディング分科会、(iii)国内運輸分科会、(iv)オート事業分科会及び(v)ノンオート事業分科会を、また、管理系各部署同士のシナジー検討のための管理系分科会を設置いたしました。本プロジェクトにおきましては、トップマネージメントレベル・本社レベルのみならず、国内外の関係会社レベルまでをシナジー検討の対象範囲として包含し、事業統合・共同営業・共同仕入れ・拠点統合など、広範かつ活発にシナジー検討を実施して参りました。特に、本公開買付け終了前は、情報の機密性の観点等から、シナジー検討についてはトップマネージメントレベルを中心とした大局的・マクロ的な分析を中心に行わざるを得ませんでしたが、本公開買付け終了後は、実務担当者レベルでのより網羅的・ミクロ的なシナジー検討が綿密に行われました。

その結果、両社のシナジーを実現するには、当社の既存事業を大胆に組み替え、当社を中心につめていくべき事業と日立物流を中心に進めていくべき事業の仕分けを行うなど、当初の予想よりも当社の事業に相当規模の再編・再構築を行う必要性が高いことが明らかになりました。特に、両社の既存事業の中には、許認可の取得が企業グループ単位で一社のみにしか認められていないものがあり、このような事業についてはグループ内再編を行って事業を統合していくことが企業価値の維持のための喫緊の課題となるなど、迅速かつ柔軟な再編・再構築を行うことが、両社の企業価値の向上のために有益であるのみならず、企業価値の維持のためにも必要不可欠であることが現実化して参ったため、当社としてより一層の迅速かつ大胆な経営戦略の策定及び実行を可能とする経営体制の構築が必須であるとの認識を有するに至りました。

実際、当社は、本日付当社及び日立物流共同プレスリリース「日立物流グループ内における会社分割によるフォワーディング事業統合に関する基本合意のお知らせ」でもお伝えしておりますとおり、具体的な内容・方法・時期についての詳細は今後決定する予定ですが、当社が日立物流の完全子会社となるための後記一連の手続が効力を生じることを停止条件として、当社及び日立物流のフォワーディング事業を統合することを予定しており、これにより、フォワーディング事業に関する両社の許認可を一本化するとともに、グループとして総合力を結集した経営戦略を実践していくことで、フォワーディング事業の経営効率の向上を見込んでおります。

そして、当社といたしましては、上記のような当社事業の相当規模の再編・再構築を実施が必要であるなかで、当社が上場をしたままこれらを実行した場合には、短期的であるにせよ、売上規模の縮小や利益水準の低下、キャッシュ・フローの悪化などを伴うリスクがあり、日立物流以外の当社の株主の皆様に対して多大なる影響を与えてしまう可能性も否定できないとも考えております。また、当社事業の相当規模の再編・再構築の実施にあたり、場合によっては親子上場による潜在的な利益相反の問題が生じ得る結果として、企業価値の向上のために必要となる事業の再編・再構築が機動的に実現できない又はグループとして最も効率性の高い形式・内容での事業の再編・再構築を選択できない可能性があると考えております。

また、本公開買付けの終了から約半年が経過しましたが、本公開買付け開始直後に東日本大震災が発生したほか、円高による製造企業の海外生産シフトの加速、ギリシャの財政危機を発端としたユーロ圏経済の先行き不安、タイの洪水被害の長期化による日系進出企業への悪影響等、当社を取り巻く事業環境の先行きは楽観を許さない状況にあります。

このほか、当社としては、本公開買付けの実施に当たっては、相当数の株主の皆様が本公開買付けに応募せず当社株式を引き続き保有される可能性もあり得ると考えていましたため、上場を維持することを前提に本公開買付けへの賛同表明を行いました。しかしながら、本公開買付け開始直後に東

日本大震災が発生したこと等の事情もあり、実際には 90%を超える株主の皆様が本公開買付けに応募されたため、本公開買付け以後は東京証券取引所における当社株式に係る流動性が相当程度低くなつたほか、本公開買付けによって日立物流が当社の総株主の議決権の 90.12%を保有することとなり当面は大きなエクイティファイナンスを必要とする状況になくなつたことなど、当社として上場を維持する必要性が大きく減殺されることになりました。

### (3) 日立物流からの提案書の受領及び当社における検討

当社としては、上記のような本公開買付け以後に生じた事情（すなわち、①シナジー実現のための作業を深化させた結果として、より一層の迅速かつ大胆な経営戦略の策定及び実行を可能とする経営体制の構築が必須であることが明らかになったこと、②東日本大震災をはじめとする外部環境の劇的な変化、③本公開買付けの結果として当社が上場を維持する必要性が大きく減殺されたこと）を踏まえつつ、日立物流及び当社の両社が選択しうる最善の手段について、シナジー・プロジェクト等の場を通して、日立物流も交えて検討を重ねて参りました。

そのような中で、当社は、平成 23 年 10 月 26 日に日立物流から提案書を受領し、日立物流が当社との連携強化及び協業により、「グローバル 3PL 事業の更なる拡大」及び「グループ全体の経営効率向上によるコスト競争力の強化」等を強力に推進する施策を進めているところであります、このような状況の下で、当社を完全子会社化する方針を有するに至っており、全部取得条項付種類株式の全部取得の制度を利用した、当社の完全子会社化のための一連の手続（以下「本完全子会社化手続」といいます。）の実施の提案を受けました。

当社は、日立物流からの上記提案を受け、当社のフィナンシャルアドバイザーである GCA サヴィアン株式会社（以下「GCA」といいます。）及びリーガルアドバイザーである中村・角田・松本法律事務所からの助言等を踏まえ、当社が置かれている事業環境及び経営状況等を総合的に考慮しつつ、当該提案を慎重に検討いたしました。

また、当社は、平成 23 年 3 月 9 日付当社プレスリリース「株式会社日立物流による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ」においてもお知らせいたしましたとおり、本公開買付けの開始に当たって、日立物流から、本公開買付けの結果として当社普通株式が上場廃止基準に抵触するおそれが生じた場合には、当社及び日立物流との間で上場廃止基準への対応について誠実に協議し、抵触により生じ得る問題点の解決に向け、合理的範囲で最大限協力するとの意思の表明を受けていました。本完全子会社化手続の実施の提案は、当社普通株式が上場廃止基準に抵触するおそれが生じたことに起因するものではありませんが、本完全子会社化手続が、結果として当社普通株式の上場廃止につながるものである以上、当社としては、上記お知らせに準じた取扱いが必要であると判断し、日立物流との間で、日立物流及び当社の両社が選択しうる最善の手段について、シナジー・プロジェクト等の場を通して誠実に協議をして参りました。

こうした当社内の検討及び日立物流との協議の結果、当社が本公開買付けの実施に当たっては上場を維持することを前提に賛同表明を行つた経緯はあるものの、上記のような本公開買付け以後に生じた事情（すなわち、①シナジー実現のための作業を深化させた結果として、より一層の迅速かつ大胆な経営戦略の策定及び実行を可能とする経営体制の構築が必須であることが明らかになったこと、②東日本大震災をはじめとする外部環境の劇的な変化、③本公開買付けの結果として当社が上場を維持する必要性が大きく減殺されたこと）に鑑みると、本完全子会社化手続を実行し、当社及び日立物流が有する顧客基盤、国内外拠点ネットワーク、人材、ノウハウ等の経営資源をこれまで以上に有効活用し、グループの更なる連携を深めてグループ間の協業活動を一層活性化する必要があると考えるに至りました。

具体的には、本完全子会社化手続による完全子会社化及び当社普通株式の上場廃止によって、上

記のような本公開買付け以後に生じた事情にも柔軟に対応する体制の構築ができることが見込まれるほか、上記のようなシナジー・プロジェクトにおける広範かつ活発なシナジー検討を背景として、今後大規模な事業の再編・再構築を行っていくことにより、当社の既存事業のシェア及び収益の拡大へ向けた取組みの強化が可能となる上、新規事業への取り組みについても強化が可能となるほか、グループ内で共同仕入・拠点統合等を推進することによるコスト削減効果も見込まれるなど、本完全子会社化手続は当社の中長期的な企業価値向上に資するものであると考えております。

当社は、以上のような検討を経て、当社が本公開買付けの実施に当たっては上場を維持することを前提に賛同表明を行った経緯はあるものの、当社を日立物流の完全子会社とし、両社一体となって経営判断のスピードアップを図ることは、当社の企業価値の維持及び向上に貢献するものであり、両社の既存株主、従業員、顧客等のステークホルダーの利益に資すると判断いたしました。

また、当社は、下記「IV 支配株主との重要な取引等に関する事項」に記載した第三者委員会の答申の内容、GCAから取得した平成23年12月13日付株式価値算定書及び助言、中村・角田・松本法律事務所から得た法的助言その他の関連する資料等を踏まえ、本完全子会社化手続が、日立物流以外の当社の株主の皆様に対しても、合理的な株式の処分の機会を提供するものであると判断いたしました。

以上の理由により、当社は、本臨時株主総会及び本種類株主総会において株主様のご承認をいただくことを条件として、当社を非上場化し、当社が日立物流の完全子会社となるために、本完全子会社化手続を実施する方針を決定いたしました。

## II 本完全子会社化手続の方法

### 1 本完全子会社化手続の概要

本臨時株主総会及び本種類株主総会における付議議案の詳細については、決定次第改めてお知らせいたしますが、当社は、本完全子会社化手続の実施に当たっては、本公開買付けに応募せずに当社株式を継続して保有していただいている株主の皆様に不利益が及ぶことのないような対価を交付する必要があるとの観点から、概要以下の①から③までに掲げる方法によって本完全子会社化手続を実施する予定です。

- ① 当社の定款の一部を変更して、当社を会社法の規定する種類株式発行会社（会社法第2条第13号に定義するものをいいます。以下同じです。）に変更すること。
- ② 上記①による変更後の当社の定款の一部をさらに変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定めを新設すること（全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。）。
- ③ 会社法第171条第1項並びに上記①及び②による変更後の当社の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、当社を除く全部取得条項付普通株式の株主様に対して、取得対価として、その保有する全部取得条項付普通株式と引換えにA種種類株式を交付すること。

## 2 各本完全子会社化手続の実施

会社法第 171 条第 1 項並びに上記 1 の①及び②による変更後の当社の定款の定めに従って当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得した場合（すなわち、上記 1 の①から③までを実施した場合）、日立物流以外の各株主様に対して取得対価として交付される A 種種類株式の数は、1 株未満の端数となる予定です。

株主様に対する A 種種類株式の交付の結果生じるかかる 1 株未満の端数につきましては、その合計数（会社法第 234 条第 1 項により、その合計数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。なお、この場合でも、売却代金の交付に際しては、各株主様が割当てを受ける端数の割合に応じて売却代金が交付される予定です。）に相当する数の A 種種類株式を、会社法第 234 条の定めに従って売却し、当該売却によって得られた代金をその端数に応じて各株主様に交付いたします。

この場合の A 種種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、全部取得条項付普通株式の株主様が保有する全部取得条項付普通株式の数に 233,500 円（本公開買付けにおける 1 株当たりの買付価格）を乗じた金額に相当する金額が各株主様に交付されるような価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

なお、上記金額は、本完全子会社化手続の実施の方針を決議した当社の取締役会開催日の前営業日である平成 23 年 12 月 14 日の東京証券取引所市場第一部における当社株式の株価終値 147,500 円に対して 58% のプレミアム、同日までの過去 1 ヶ月間の終値の単純平均値 142,486 円（小数点以下四捨五入）に対して 64% のプレミアム、平成 23 年 10 月 26 日付当社プレスリリース「業績予想の修正に関するお知らせ」の公表の翌営業日以降の終値の単純平均値 141,921 円（小数点以下四捨五入）に対して 65% のプレミアム、同日までの過去 3 ヶ月間の終値の単純平均値 139,355 円（小数点以下四捨五入）に対して 68% のプレミアム、同日までの過去 6 ヶ月間の終値の単純平均値 138,994 円（小数点以下四捨五入）に対して 68% のプレミアムを加えた金額であり、当社の上場来（平成 19 年 9 月 18 日以降平成 23 年 12 月 14 日までの期間）の市場第一部における当社株式の株価の最高値である 233,500 円と同一価格です。

## 3 上場廃止

本完全子会社化手続に係る議案が本臨時株主総会（一部の議案については本臨時株主総会及び本種類株主総会）において原案どおり承認可決された場合には、当社普通株式は、東京証券取引所の定める上場廃止基準に該当することとなりますので、当社株式は平成 24 年 2 月中旬から平成 24 年 3 月中旬までの間、整理銘柄に指定された後、平成 24 年 3 月下旬をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を東京証券取引所において取引することはできません。

### III 本完全子会社化手続の日程の概要（予定）

本完全子会社化手続の日程の概要（予定）は以下のとおりです。なお、下記の日程につきましては、確定次第改めてお知らせいたします。

当社普通株式の監理銘柄（確認中）への指定	平成 23 年 12 月 15 日（木）
本臨時株主総会及び本種類株主総会の基準日設定公告	平成 23 年 12 月 16 日（金）
本臨時株主総会及び本種類株主総会の基準日	平成 23 年 12 月 31 日（土）
本臨時株主総会及び本種類株主総会の招集に関する取締役会決議	平成 24 年 1 月中旬
本臨時株主総会及び本種類株主総会の開催日	平成 24 年 2 月中旬
当社普通株式の整理銘柄への指定	平成 24 年 2 月中旬
当社普通株式の売買最終日	平成 24 年 3 月下旬
当社普通株式の上場廃止日	平成 24 年 3 月下旬
全部取得条項付普通株式の取得及び A 種種類株式交付の効力発生日	平成 24 年 3 月下旬

### IV 支配株主との重要な取引等に関する事項

上記 II の全部取得条項付普通株式の取得（以下「本取得」といいます。）は、支配株主との重要な取引等に該当します。

当社は、このような状況に鑑み、本完全子会社化手続の公正性の担保、恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、以下のように、本完全子会社化手続の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を実施いたしました。

なお、本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等の本公開買付けの公正性等を担保するための措置として当社が講じた措置につきましては、平成 23 年 3 月 9 日付当社プレスリリース「株式会社日立物流による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ」にてお知らせいたしましたとおりです。

#### 1 A 種種類株式の売却価格

当社は、本取得が支配株主との重要な取引等に該当することから、本取得の公正性を担保するために、上記 II の 2 のとおり、A 種種類株式の売却価格について、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、全部取得条項付普通株式の株主様が保有する全部取得条項付普通株式の数に 233,500 円（本公開買付けにおける 1 株当たりの買付価格）を乗じた金額に相当する金銭が各株主様に交付されるような価格に設定することを予定しております。

## 2 独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社取締役会は、本完全子会社化手続の実施の是非を判断するに当たり、その公正性を担保すべく、当社及び日立物流から独立した第三者算定機関であり、かつ関連当事者に該当しないGCAに對して当社の株式価値の算定を依頼いたしました。

GCAは、当社から事業の現状及び将来の事業計画等の資料を取得して説明を受け、それらの情報踏まえて市場株価平均法、類似会社比較法及びディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を用いて、当社の普通株式の株式価値分析を行いました。当社は、GCAから平成23年12月13日に、下記の各方式による分析結果の意味するところの説明を受けるとともに、当社の普通株式の価値の算定結果について報告を受けました。なお、当社は、GCAから売却価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。

上記各方式において算定された当社の普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価平均法	138,795円～142,400円
類似会社比較法	153,416円～269,731円
DCF法	141,458円～420,248円

## 3 独立した第三者委員会の設置

当社は、平成23年10月28日開催の当社取締役会において、本完全子会社化手続の公正性を確保し、手続の透明性及び客觀性を高めるために、当社及び日立物流から独立した弁護士2名及び社外監査役1名から構成される諮問機関である第三者委員会（以下「第三者委員会」といいます。）を設置することを決議しました。第三者委員会の委員としては、当社及び日立物流からの独立性を有する葉玉匡美氏（弁護士、TMI総合法律事務所所属）、柏健吾氏（弁護士、TMI総合法律事務所所属）及び原田恒敏氏（当社社外監査役、独立役員）の3氏を選定しております。各委員と当社及び日立物流との間には、現在及び過去において取引関係は一切なく、また、当社は当初からこの3氏を第三者委員会の委員として選定しており、第三者委員会の委員を変更した事実はありません。

当社は、当該第三者委員会から得られる本完全子会社化手続に関する答申を尊重することとした上で、第三者委員会に対して、当社取締役会が本完全子会社化手続の実施の是非を判断するに当たり、(i)本完全子会社化手続が当社の企業価値の向上に資するか及び(ii)本完全子会社化手続が当社の少数株主にとって不利益なものでないかについての答申を当社取締役会に対して行うことを委嘱いたしました。

第三者委員会は、平成23年11月10日、同年11月29日及び同年12月12日の合計3回開催され、当社取締役会からの諮問事項である上記2点に関して、慎重に検討を行いました。

具体的には、第三者委員会は、提案書に記載された本完全子会社化手続の内容を分析・検討するとともに、当社に対して、本完全子会社化手続を実施する目的、意義及び本完全子会社化手続に関する考え方等についてヒアリング及び質疑応答を実施いたしました。また、第三者委員会は、GCAが当社に対して提出した株式価値算定書のドラフトを参考にするとともに、GCAから当社の株式価値評価に関する説明を受けているほか、当社及び当社のリーガルアドバイザーである中村・角田・松本法律事務所から、本完全子会社化手続に関する当社取締役会の意思決定の方法及び過程に関する説明を受けています。さらに、本日付当社及び日立物流共同プレスリリース「日立物流グループ内における会社分割によるフォワーディング事業統合に関する基本合意のお知らせ」において公表したとおり、当社と日立物流との間で実施することが企図されているフォワーディング事業の再編についても、当社からのヒアリング及び質疑応答を実施するなど、本完全子会社化手続を経た上での当社と日立物流との間でのシナジーの実現に関する詳細な分析・検討を行いました。

こうした検討・交渉を踏まえて、第三者委員会は、平成23年12月12日付で、委員全員の一致

の意見として、本完全子会社化手続が当社の企業価値の向上に資すると解される旨及び本完全子会社化手続が当社の少数株主にとって不利益はないと認められる旨を当社取締役会に対して答申いたしました。

#### 4 独立した法律事務所からの助言

当社の取締役会は、意思決定過程における公正性・適正性を確保するため、当社及び日立物流から独立したリーガルアドバイザーである中村・角田・松本法律事務所から、本完全子会社化手続に関する取締役会の意思決定の方法・過程について、必要な法的助言を受けています。

#### 5 利害関係を有しない取締役全員の承認

当社取締役会は、GCAより取得した株式価値算定書、第三者委員会の答申及び中村・角田・松本法律事務所から得た法的助言その他の関連資料を踏まえ、本完全子会社化手続の実施の是非及び諸条件について慎重に検討した結果、平成23年12月15日開催の当社取締役会において、当社を日立物流の完全子会社とし、両社一体となって経営判断のスピードアップを図ることは、当社の企業価値の向上に貢献するものであり、両社の既存株主、従業員、顧客等のステークホルダーの利益に資するとの結論に至り、また、本完全子会社化手続の諸条件は、当社の株主の皆様にとって妥当であり、本完全子会社化手続は、日立物流以外の当社の株主の皆様に対して、合理的な株式の処分の機会を提供するものであると判断しました。

以上の理由より、当社取締役会は、決議に参加した取締役（取締役6名中、出席取締役5名）の全会一致により、本完全子会社化手続の実施の方針を決定いたしました。また、かかる取締役会に出席した監査役（監査役4名（うち社外監査役2名）中、出席監査役3名（うち社外監査役1名））はいずれも、当社の取締役会が本完全子会社化手続の実施の方針を決定することに異議がない旨の意見を述べております。

なお、本取得についての利益相反を回避するための措置として、当社取締役のうち、支配株主である日立物流の執行役専務を兼務している山口光雄は、本取得に関して当社と構造的な利益相反状態にあることに鑑み、当社取締役会における本完全子会社化手続の実施の方針の決定に関する審議及び決議には参加しておらず、当社の立場において日立物流との協議・交渉に参加しておりません。

同様に、当社の監査役のうち、日立物流の取締役を兼務している関山哲司も、同様の利益相反防止の観点から、本完全子会社化手続の実施の方針の決定に係る当社の取締役会に参加しておらず、何らの意見表明も行っておりません。

なお、本公開買付けの成立に伴い、平成23年4月26日付で、日立物流は当社の支配株主となりましたが、本日現在、当社は、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」については定めておりません。もっとも、当社といたしましては、上記1から5までで記載した措置を講じていることから、本完全子会社化手続及び本取得は少数株主にとって不利益なものではないと考えております。

以上